

議題 1

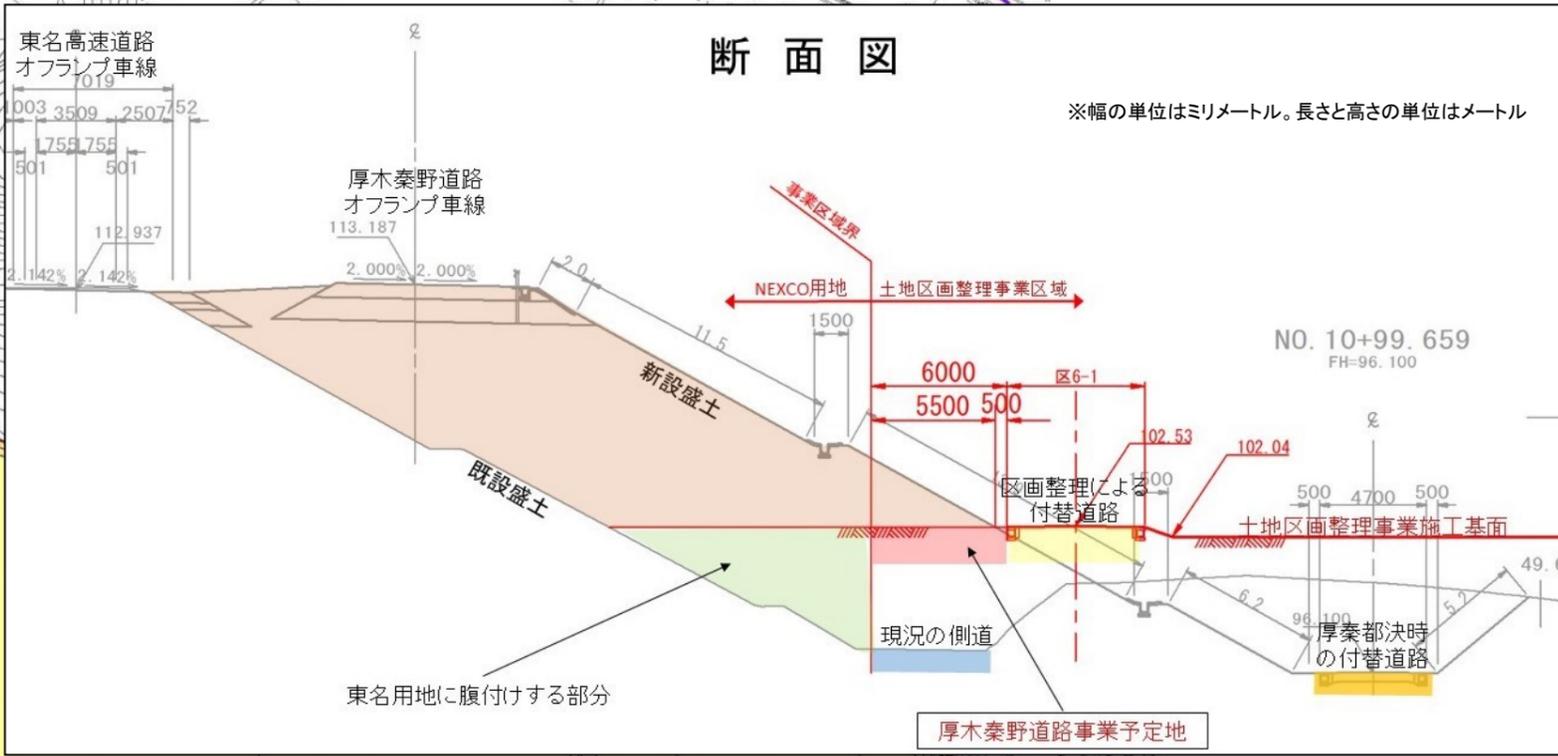
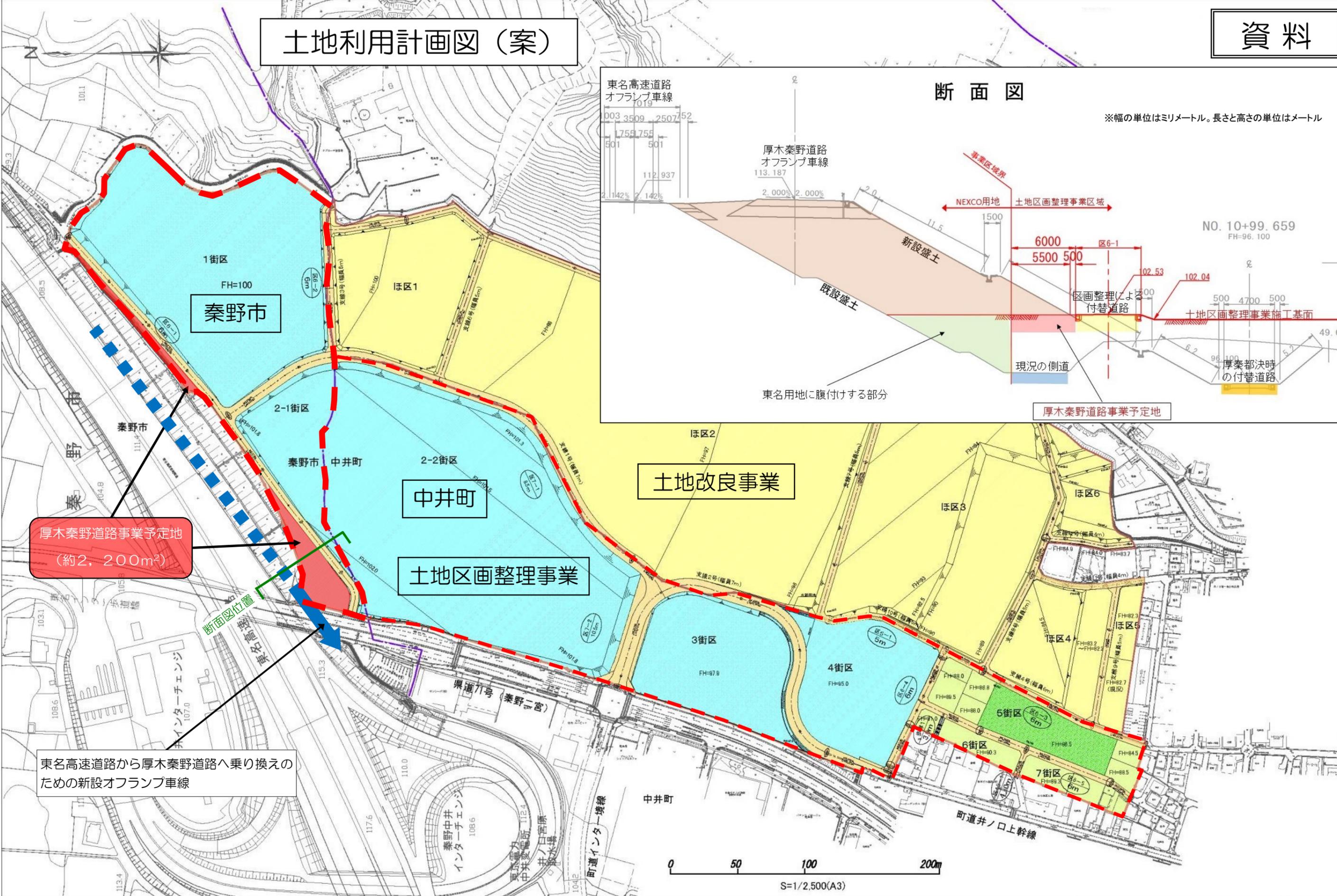
政策会議付議事案書（令和3年5月24日）

提案課名 まちづくり計画課、都市整備課

報告者名 佐藤 靖浩、中原 慎吾

事案名	(仮称) 秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業区域内の厚木秦野道路（国道246号バイパス）予定地の取扱いについて	(有) 資料 無
目的・必要性	<p>現在、一部区間が事業中の厚木秦野道路（246号バイパス）が接続する東名高速道路秦野中井インターチェンジ南側の西大竹地区では、中井町諏訪地区と併せて秦野中井インターチェンジ南土地区画整理準備組合が平成30年12月8日に設立され、高規格幹線道路等がもたらす交流機能・連携機能を活用した新たな産業集積を図るため、都市的土地利用の実現を目指しています。</p> <p>土地区画整理事業の計画策定にあたり、将来、厚木秦野道路の事業区間に含まれる予定の当該地について、土地区画整理事業の施行が、将来の道路事業時における支障とならないように、あらかじめ土地利用計画の整合を図る必要があります。</p>	
経過・検討結果	<p>平成 8年 6月11日 秦野都市計画道路1・4・1号厚木秦野道路（国道246号バイパス）が都市計画決定される</p> <p>平成26年 3月31日 厚木秦野道路の伊勢原西IC～秦野中井ICの区間について、地域高規格道路の整備計画に指定される（事業化）</p> <p>平成28年11月 1日 第7回線引き見直し（神奈川県）が告示され、本市西大竹地区が一般保留（新市街地ゾーン）として位置づけられる</p> <p>平成29年 7月12日 厚木秦野道路事業予定者である横浜国道事務所と事前調整を始める</p> <p>平成30年12月 8日 秦野中井インターチェンジ南土地区画整理準備組合設立</p> <p>令和 2年 6月28日 準備組合総会にて、土地利用計画（案）が決定される</p> <p>令和 3年 5月13日 横浜国道事務所・川崎国道事務所との事前調整終了</p>	
決定等を要する事項	<p>現在、厚木秦野道路の未事業化区間である当該地について、厚木秦野道路施工時の支障とならないように、あらかじめ空地として本市が確保しておくこと。</p>	
今後の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・厚木秦野道路事業予定者（横浜国道事務所・川崎国道事務所）へ協議書を提出 ・用地の確保について、手法の検討を行う 	

土地利用計画図（案）



訂正	計画・設計	備考	件名 (仮称) 秦野中井インターチェンジ南土地区画整理事業	日付 2020.3.11
			図面名 縮尺 A3 1/2500	図面番号

議題2

政策会議付議事案書 (令和3年5月24日)

提案課名 財政課 戸籍住民課
報告者名 小山田範人 鈴木美紀

事案名	秦野市手数料条例の一部を改正することについて	資料 有
目的・必要性	<p>個人番号カードの発行・運営体制の抜本的強化等を目的とした「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、個人番号カードは、地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）が発行し、発行に関する手数料の額を定め、徴収することができると規定されました。</p> <p>このため、本市が個人番号カードの発行に関する手数料を徴収する者でなくなることから、秦野市手数料条例を改正するものです。</p> <p>なお、これにより、個人番号カードの発行に係る国からの補助金は、市町村を介さずに直接、J-LISが受け取る仕組みが構築されるため、市町村の補助金交付事務が軽減されるものです。</p>	
経過・検討結果	<p>平成28年 1月 1日 秦野市手数料条例の一部改正施行 個人番号カードの再交付に係る手数料を規定</p> <p>令和 元年10月17日 秦野市手数料条例の一部改正施行 令和3年3月31日までの期間に限り、再交付手数料の特例を規定</p> <p>令和 3年 4月 1日 秦野市手数料条例の一部改正施行（専決処分） 再交付手数料の特例期間を令和5年3月31日まで延長</p> <p style="padding-left: 20px;">" 5月19日 「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」公布（9月1日施行）</p>	
決定等を要する事項	<p>秦野市手数料条例の一部を改正し、個人番号カードの再交付手数料に関する規定を削除すること。</p>	
今後の取扱い	<p>令和 3年 6月 令和3年6月市議会第2回定例会に条例改正議案を提出</p> <p>令和 3年 9月 1日 改正条例施行</p> <p>※ 条例施行後は、改正法に基づき、個人番号カードの発行主体が市町村からJ-LISに移行しますが、発行に係る手数料の徴収事務は、市町村に委託される予定のため、窓口での運用方法は、現行どおり変更はない見込みです。</p>	

秦野市手数料条例の一部を改正することについて

秦野市手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 3 年 6 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、個人番号カードの発行に関する手数料は、地方公共団体情報システム機構が定めることとされたことに伴い、その再交付手数料に関する規定を削除するため、改正するものであります。

秦野市手数料条例の一部を改正する条例

秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「別表第1第6項に定める個人番号カードの再交付手数料についてはその再交付、同表第12項」を「別表第1第11項」に改める。

第5条第2項中「別表第1第12項」を「別表第1第11項」に改める。

附則第5項を削る。

別表第1第6項を削り、同表第7項を同表第6項とし、同表第8項第1号ア中「第9項」を「次項」に、「第11項」を「第10項」に改め、同項を同表第7項とし、同表第9項第1号ア中「第11項」を「第10項」に改め、同項を同表第8項とし、同表中第10項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。

（秦野市行政手続に関する条例の一部改正）

2 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第12項」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項」に改める。

第24条第5項後段及び第30条第2項中「秦野市手数料条例別表第1第12項」を「秦野市手数料条例別表第1第11項」に改める。

議案第 号 秦野市手数料条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、<u>別表第1第11項</u>に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。</p> <p>(証明の交付等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付を郵便で請求する者は、<u>別表第1第11項</u>第1号及び第2号に定める手数料のほか、その送付に係る郵便料を添えなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第3条 手数料は、その事務に係る申請等があったときに徴収するものとする。ただし、<u>別表第1第6項</u>に定める個人番号カードの再交付手数料についてはその再交付、<u>同表第12項</u>に定める証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付及び閲覧の手数料についてはその交付又は閲覧の際に徴収するものとする。</p> <p>(証明の交付等)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 証明、謄本若しくは抄本又は写しの交付を郵便で請求する者は、<u>別表第1第12項</u>第1号及び第2号に定める手数料のほか、その送付に係る郵便料を添えなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>1-4 (略)</p> <p><u>(個人番号カードの再交付手数料の特例)</u></p> <p>5 <u>別表第1第6項の規定にかかわらず、有効期間が満了する日までの期間が3か月未満となった個人番号カードに係る再交付手数料については、令和5年3月31日までに再交付する場 合に限り、徴収しない。</u></p>

別表第1（第2条関係）

1-5（略）

6（略）

7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、

別表第1（第2条関係）

1-5（略）

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）関係手数料

個人番号カードの再交付手数料（次に掲げる理由による再交付を除く。） 1枚につき 800円

- (1) 個人番号カードの追記欄の余白がなくなったこと。
(2) 個人番号又は住民票コードの変更により個人番号カードを返納したこと。
(3) 国外転出により個人番号カードを返納したこと。
(4) 記載事項の変更（特別養子縁組による氏名の変更又は性別の取扱いの変更の審判による性別の変更に限る。）により個人番号カードを返納したこと。

7（略）

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この項において「長期優良住宅法」という。）関係手数料

- (1) 長期優良住宅建築等計画の認定手数料（長期優良住宅法第6条第2項の規定による申出をしない場合）次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額をその住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号において「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、

これを切り捨てた額。次号において同じ。)をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額

ア 長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(イ及び第3号、次項第1号ア並びに第10項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。)による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

(ア)－(ツ) (略)

イ・ウ (略)

(2)－(6) (略)

8 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。)

関係手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。第10項において「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に

これを切り捨てた額。次号において同じ。)をその申請に係る住戸1戸当たりの額として算出した額

ア 長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(イ及び第3号、第9項第1号ア並びに第11項第3号ア及び第7号アにおいて「評価機関」という。)による審査を受けた場合 建築物の住戸の総数に応じ、次に掲げる額

(ア)－(ツ) (略)

イ・ウ (略)

(2)－(6) (略)

9 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号。以下この項において「低炭素法」という。) 関係手数料

(1) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料(低炭素法第54条第2項の規定による申出をしない場合) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 低炭素法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。第11項において「建築物省エネ法」という。)第15条第1項に

規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第10項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第10項において同じ。）のとき。 1件につき4,900円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。以下この項及び第10項において同じ。）のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。 次に掲げる申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

a - i (略)

(ウ) (略)

イ (略)

(2) - (4) (略)

9 - 1 1 (略)

規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（第11項第3号ア及び第7号アにおいて「判定機関」という。）又は評価機関による審査を受けた場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住用以外の用途として使用する部分を有しないものに限る。以下この項及び第11項において同じ。）のとき。 1件につき4,900円

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）の住宅部分（人の居住用の用途として使用する建築物の部分をいう。以下この項及び第11項において同じ。）のとき（住宅部分のみの申請をする場合に限る。）。 次に掲げる申請戸数（共同住宅等に係る計画について、同時に認定申請をした住戸の数をいう。以下この項において同じ。）の区分に応じ、それぞれに定める額

a - i (略)

(ウ) (略)

イ (略)

(2) - (4) (略)

1 0 - 1 2 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年9月1日から施行する。
(秦野市行政手続に関する条例の一部改正)
- 2 秦野市行政手続に関する条例（平成8年秦野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条第3項後段中「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第12項」を「秦野市手数料条例（平成12年秦野市条例第4号）別表第1第11項」に改める。

第24条第5項後段及び第30条第2項中「秦野市手数料条例別表第1第12項」を「秦野市手数料条例別表第1第11項」に改める。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案の概要

<予算関連法案>

趣旨

デジタル社会形成基本法に基づきデジタル社会の形成に関する施策を実施するため、個人情報保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の関係法律について所要の整備を行う。

概要

個人情報保護制度の見直し（個人情報保護法の改正等）

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
 - ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
 - ③ 学術研究分野を含めたGDPR（EU一般データ保護規則）の十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
 - ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。
- 施行日：公布から1年以内（地方公共団体関係は公布から2年以内）

マイナンバーを活用した情報連携の拡大等による行政手続の効率化（マイナンバー法等の改正）

- ① 国家資格に関する事務等におけるマイナンバーの利用及び情報連携を可能とする。
 - ② 従業員本人の同意があった場合における転職時等の利用者間での特定個人情報の提供を可能とする。
- 施行日：公布日（①のうち国家資格関係事務以外（健康増進事業、高等学校等就学支援金、知的障害者など）、公布から4年以内（①のうち国家資格関係事務関連）、令和3年9月1日（②）

マイナンバーカードの利便性の抜本的向上、発行・運営体制の抜本的強化（郵便事務法、公的個人認証法、住民基本台帳法、マイナンバー法、J-LIS法等の改正）

<マイナンバーカードの利便性の抜本的向上>

- ① 住所地市区町村が指定した郵便局において、公的個人認証サービスの電子証明書の発行・更新等を可能とする。
 - ② 公的個人認証サービスにおいて、本人同意に基づき、基本4情報（氏名、生年月日、性別及び住所）の提供を可能とする。
 - ③ マイナンバーカード所持者について、電子証明書のスマートフォン（移動端末設備）への搭載を可能とする。
 - ④ マイナンバーカード所持者の転出届に関する情報を、転入地に事前通知する制度を設ける。等
- 施行日：公布日（①）、公布から2年以内（①以外）

<マイナンバーカードの発行・運営体制の抜本的強化>

- ① 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）による個人番号カード関係事務について、国による目標設定、計画認可、財源措置等の規定を整備。
- ② J-LISの代表者会議の委員に国の選定した者を追加するとともに、理事長及び監事の任免に国の認可を必要とする等、国によるガバナンスを強化。
- ③ 電子証明書の発行に係る市町村の事務を法定受託事務化。等

施行日：令和3年9月1日

押印・書面の交付等を求める手続の見直し（48法律の改正）

- 押印を求める各種手続についてその押印を不要とするとともに、書面の交付等を求める手続について電磁的方法により行うことを可能とする。
- 施行日：令和3年9月1日（施行までに一定の準備期間が必要なものを除く。）

事務連絡
令和3年4月28日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長
各指定都市社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課

個人番号カードの再交付手数料を定める条例について

平素よりマイナンバー（社会保障・税番号）制度の推進及びマイナンバーカードの普及促進に御協力頂き、厚く御礼申し上げます。

今般の第204回国会に、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案」が提出されており、同法律案中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化されることに伴い、マイナンバーカードの発行に係る手数料の徴収の事務については同機構から市区町村長に委託することができることとする規定が盛り込まれております（別添参照）。

このため、「通知カード及び個人番号カードの再交付手数料の取扱いについて」（平成27年4月17日付け事務連絡）を踏まえ、マイナンバーカードの再交付手数料について条例に定めのある団体におかれては、上記改正部分の施行期日（令和3年9月1日）以降は当該条例の規定が不要となることが想定されますので、予めお知らせいたします。

各都道府県におかれては、この旨域内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に周知頂きますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

総務省自治行政局住民制度課

担当：小林

総務省自治行政局住民制度課マイナンバー制度支援室

担当：松本、渡辺、佐藤

TEL：03-5253-5517、03-5253-5366（直通）

FAX：03-5253-5592

メール：juki@soumu.go.jp

参照条文

○改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（抄）

（個人番号カードの発行等）

第十六条の二 機構は、政令で定めるところにより、住民基本台帳に記録されている者の申請に基づき、その者に係る個人番号カードを発行するものとする。

2 （略）

（個人番号カードの発行に関する手数料）

第十八条の二 機構は、第十六条の二第一項の規定による個人番号カードの発行に係る事務に関し、機構が定める額の手数料を徴収することができる。

2 機構は、前項に規定する手数料の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

3 機構は、第一項の手数料の徴収の事務を住所地市町村長に委託することができる。